

青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポ  
むつ市実行委員会

第3回宿泊衛生専門委員会



日時：令和8年2月10日（火）10時00分  
場所：むつ市役所 第3会議室

青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会  
第3回宿泊衛生専門委員会 次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 就任委員紹介

4 報 告

報告第1号	青の煌 <sup>きら</sup> めきあおもり国スポ・障スポむつ市運営ガイドラインの一部改正・・・	1
報告第2号	青の煌 <sup>きら</sup> めきあおもり国スポ・障スポの開催準備経過について・・・	7
報告第3号	先催県視察概要・・・	13
報告第4号	青の煌 <sup>きら</sup> めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会の開催について・・・	25

5 議 事

議案第1号	青の煌 <sup>きら</sup> めきあおもり国スポむつ市宿泊要項（案）・・・	33
議案第2号	青の煌 <sup>きら</sup> めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項の一部を改正する要項（案）	35
議案第3号	青の煌 <sup>きら</sup> めきあおもり国スポむつ市開催競技救護所設置計画（案）・・・	43

6 閉 会

《参考資料》

①	青の煌 <sup>きら</sup> めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則・・・	1
②	青の煌 <sup>きら</sup> めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会総会から常任委員会への委任事項	7
③	青の煌 <sup>きら</sup> めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程・・・	9
④	青の煌 <sup>きら</sup> めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会組織図・・・	11

【改正前】（改正部分抜粋）

# 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

## むつ市運営ガイドライン



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
むつ市実行委員会

## 【改正前】（改正部分抜粋）

### 4 市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

（第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋）

#### (1) ボランティア

##### 【実施方針】

市民一人ひとりが、全国から来場する大会参加者等に対し、心のこもったおもてなしで歓迎するとともに、喜びと感動を共有するため、大会の運営及び広報に携わるボランティアを募集する。

留意事項等	リハ大会	○ 基本的には募集しないが、大会規模等を踏まえ、必要となる競技においては、募集し、配置することがある。
	本大会	○ 来場する方々を温かくお迎えするとともに、円滑な大会運営を図るため、広く募集し、研修会を実施する。

#### (2) 花いっぱい運動

##### 【実施方針】

おもてなしの心を育むとともに、大会参加者等を歓迎するため、学校、市民等に花の生育に協力をいただき、開花した花で競技会場等を装飾する。

花いっぱい運動の実施にあたっては、大会終了後も市民によって継続されるよう努める。

留意事項等	リハ大会	○ 本大会の開催時期を踏まえ、 <u>栽培を依頼する花を検討し</u> 、関係機関と調整・準備を進める。
	本大会	○ 競技会場 <u>のほか、大会参加者等が多数利用する主要駅等</u> を装飾する。

#### (3) 手作り応援のぼり旗

##### 【実施方針】

全国から訪れる選手・監督等を応援し、歓迎するため、市内小中学校の協力のもと、応援メッセージ等を描いた手作り応援のぼり旗を作製し、設置する。

留意事項等	リハ大会	○ 競技会場のスペースや大会規模等を勘案し、作成を依頼する関係機関と調整・準備を進める。
	本大会	○ リハ大会の会場状況を踏まえ必要数を作製し、競技会場をはじめ、主要駅等効果的な場所に設置する。

## 【改正前】（改正部分抜粋）

### 7 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、本市の特色を生かした式典とする。

（第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋）

#### (1) 開始式、表彰式等

<b>【実施方針】</b>		
競技団体との協議により、競技ごとの開会式を実施することとなる場合は、選手等の負担とならないよう配慮し、競技そのものの運営に支障がないよう簡素化に努める。		
表彰式は、選手の健闘を心から讃える式典となるよう、競技団体及び関係団体等と協力して実施する。		
留意事項等	リハ大会	○ 開・閉会式及び表彰式は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように実施する。
	本大会	○ 開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。 ○ 表彰式は、入賞者が参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。 ○ 式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

#### (2) 炬火イベント

<b>【実施方針】</b>		
大会の開催機運を高めるため、本市の特色を生かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫をこらして実施する。		
留意事項等	リハ大会	○ 実施しない。
	本大会	○ 炬火イベントは、県の計画に準拠し、広く市民の参加が得られよう実施する。

【改正後】（改正部分抜粋）

# 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

## むつ市運営ガイドライン



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

むつ市実行委員会

## 【改正後】（改正部分抜粋）

### 4 市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

（第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋）

#### (1) ボランティア

##### 【実施方針】

市民一人ひとりが、全国から来場する大会参加者等に対し、心のこもったおもてなしで歓迎するとともに、喜びと感動を共有するため、大会の運営及び広報に携わるボランティアを募集する。

留意事項等	リハ大会	○ 基本的には募集しないが、大会規模等を踏まえ、必要となる競技においては、募集し、配置することがある。
	本大会	○ 来場する方々を温かくお迎えするとともに、円滑な大会運営を図るため、広く募集し、研修会を実施する。

#### (2) 花いっぱい運動

##### 【実施方針】

おもてなしの心を育むとともに、大会参加者等を歓迎するため、市民等に協力をいただき、花で競技会場等を装飾する。

花いっぱい運動の実施にあたっては、大会終了後も市民によって継続されるよう努める。

留意事項等	リハ大会	○ 本大会の開催時期を踏まえ、関係機関と調整・準備を進める。
	本大会	○ 競技会場等を装飾する。

#### (3) 手作り応援フラッグ

##### 【実施方針】

全国から訪れる選手・監督等を応援し、歓迎するため、市内小・中学校の協力のもと、応援メッセージ等を描いた手作り応援フラッグを作製し、設置する。

留意事項等	リハ大会	○ 競技会場のスペースや大会規模等を勘案し、作成を依頼する関係機関と調整・準備を進める。
	本大会	○ リハ大会の会場状況を踏まえ必要数を作製し、競技会場をはじめ、主要駅等効果的な場所に設置する。

## 【改正後】（改正部分抜粋）

### 7 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、本市の特色を生かした式典とする。

（第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画から抜粋）

#### (1) 開始式、表彰式等

<b>【実施方針】</b> 競技団体との協議により、競技ごとの開会式を実施することとなる場合は、選手等の負担とならないよう配慮し、競技そのものの運営に支障がないよう簡素化に努める。 表彰式は、選手の健闘を心から讃える式典となるよう、競技団体及び関係団体等と協力して実施する。		
留意事項等	リハ大会	○ 開・閉会式及び表彰式は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように実施する。
	本大会	○ 開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。 ○ 表彰式は、入賞者が参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。 ○ 式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

#### (2) 炬火イベント

<b>【実施方針】</b> 大会の開催機運を高めるため、本市の特色を生かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫をこらして実施する。		
留意事項等	リハ大会	○ 実施しない。
	本大会	○ 炬火イベントは、県の計画に準拠し、広く市民の参加が得られるよう実施する。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 度	月	内 容
平成25年度	6	(公財)青森県体育協会が平成37年開催の第80回国民体育大会の招致に関する要望書を青森県、青森県議会及び青森県教育委員会に提出
平成26年度	6	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討(平成26年6月～平成27年7月までに全6回開催)
平成27年度	9	青森県知事が青森県議会(平成27年9月議会)の提出議案説明において、平成37年開催の第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10	青森県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	11	青森県知事、青森県教育長、青森県体育協会会長が、文部科学省及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
	1	(公財)日本体育協会理事会において開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
平成28年度	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会開催 開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成29年度	4	会場地市町村第一次選定【バスケットボール(成年女子)、フェンシング】
	5	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会開催
	1	会場地市町村第二次選定【ボート、セーリング】  青森県準備委員会においてデモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定
平成30年度	7	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会開催
	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会を第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
	10	「福井しあわせ元気国体2018」視察

年 度	月	内 容
平成30年度	12	デモンストレーションスポーツ会場地市町村第一次選定【フライングディスク】
令和元年度	6	中央競技団体正規視察【セーリング】
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会開催
	8	中央競技団体正規視察【フェンシング】
	10	中央競技団体正規視察【ボート】
	1	中央競技団体正規視察【バスケットボール(令和2年1月)】
令和2年度	6	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と(公財)日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会開催(書面決議)
	9	(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県及び(公財)日本障がい者スポーツ協会の4者が第75回鹿児島国体を令和5年に開催することを決定 これにより第80回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)を令和8年に一年延期することが決定
	10	(公財)日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催地として内定
令和3年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会開催(書面決議)
令和4年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会開催(書面決議)
	10	「いちご一会とちぎ国体」視察
	1	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会設立総会・第1回総会を開催(R5. 1. 30)
令和5年度	5	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第1回常任委員会を開催(R5. 5. 19)

年 度	月	内 容
令和5年度	7	日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の令和8年青森県開催正式決定 (R5. 7. 20)
	8	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回総会開催 (R5. 8. 31)
	9	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第2回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会第1回総会を開催 (R5. 9. 13)
	10	「燃ゆる感動かごしま国体」視察
	12	「燃ゆる感動かごしま国体」事業概要説明会 (鹿児島市、いちき串木野市、垂水市) 出席 「SAGA2024国スポ・障スポ」リハーサル大会フェンシング競技視察 (佐賀市)
	1	「燃ゆる感動かごしま国体」事業概要説明会 (鹿屋市) 出席
	2	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会を開催 「第1回宿泊衛生専門委員会 (R6. 2. 6)」 「第1回総務企画専門委員会 (R6. 2. 6)」 「第1回輸送交通専門委員会 (R6. 2. 8)」 「第1回競技式典専門委員会 (R6. 2. 8)」
	令和6年度	5
7		青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回総会開催 (R6. 7. 29)
8		「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」リハーサル大会ローイング競技視察
9		「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」リハーサル大会セーリング競技視察
10		「SAGA2024国スポ」視察 (佐賀市、唐津市)

年 度	月	内 容
令和6年度	11	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実施本部を設置 (R7. 11. 29)
	12	「SAGA2024国スポ」事業概要説明会出席(佐賀市、唐津市)  「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」リハーサル大会フェンシング 競技視察 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会特設ホームページ を開設(R6. 12. 27)
	1	「青の煌めきあおもり国スポ開催624(むつし)日前記念イベント」 を開催(R7. 1. 24)
	2	「青の煌めきあおもり国スポ開催624日前記念 2024年度中村優花 選手バスケットボールクリニックinむつ」を開催(R7. 2. 8) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会を開催 「第2回宿泊衛生専門委員会(R7. 2. 12)」 「第2回総務企画専門委員会(R7. 2. 12)」 「第2回輸送交通専門委員会(R7. 2. 14)」 「第2回競技式典専門委員会(R6. 2. 14)」
	4	「青の煌めきあおもり国スポおもてなし530(ゴミゼロ)作戦」を開催 (R7. 4. 27)
令和7年度	5	青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会第2回常任 委員会を開催(R7. 5. 14) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会第3回総会 を開催(R7. 5. 14)
	6	「青の煌めきあおもり国スポローイング競技リハーサル大会 (令和7年度東北ローイング選手権大会兼第51回東北高等学校 ローイング選手権大会)」を開催(R7. 6. 21、R7. 6. 22) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ機運醸成事業津屋一球選手 バスケットボールクリニックを開催(R7. 6. 28)
	7	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第3回総会開催 (R7. 7. 29)
	9	「青の煌めきあおもり国スポセーリング競技リハーサル大会 (高松宮妃記念杯第71回全日本実業団ヨット選手権大会、第25回 全日本セーリングスピリッツ級選手権大会、2025年全日本 セーリング選手権大会)」を開催(R7. 9. 13～R7. 9. 15)

年 度	月	内 容
令和7年度	9	「わたSHIGA輝く国スポ2025」視察(大津市、野洲市、草津市)
	11	「青の煌めきあおもり国スポフェンシング競技リハーサル大会(第78回全日本フェンシング選手権大会 団体戦)」を開催(R7. 11. 21~R7. 11. 23)
	12	「青の煌めきあおもり国スポ開催300日前記念フェンシング教室&体験会」(R7. 12. 14)震災の影響により中止
		「わたSHIGA輝く国スポ2025」事業概要説明会出席(大津市)



## 先催県視察概要

## 1. わたSHIGA輝く国スポ視察

## (1)視察先

競技	競技会会期	開催市	会場
セーリング	9月28日(日)～10月1日(水)	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場
フェンシング	9月29日(月)～10月2日(木)	大津市	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)
ローイング	10月4日(土)～7日(火)	大津市	関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)
バスケットボール (成年女子)	10月4日(土)～7日(火)	野洲市	野洲市総合体育館
(少年女子)	10月3日(金)～7日(火)	草津市	YMITアリーナ(くさつシティアリーナ)
(成年・少年男子)	10月3日(金)～7日(火)	大津市	滋賀ダイハツアリーナ

## (2)視察内容

## ①総務企画関係

## 歓迎装飾

・応援のぼり旗(セーリング)



・フォトスポット(フェンシング)



・フォトスポット(ローイング)



・入場口(バスケットボール)



識別用品

・ベスト(セーリング)



・ベスト(フェンシング)



・ベスト(バスケットボール)



おもてなし

・出店(セーリング)



・無料ドリンクコーナー(フェンシング)



・売店(ローイング)



・キッチンカー(バスケットボール)



啓発物品・応援グッズ

・スティックバルーン(バスケットボール)



学校観戦

・フェンシング



・バスケットボール



②宿泊衛生関係

弁当

・幹旋弁当



救護

・救護室(セーリング)



・救護室(フェンシング)



・救護室(ローイング)



・救護席(バスケットボール)



③輸送交通関係

交通看板

・お知らせ看板(セーリング)



・会場案内看板(セーリング)



・お知らせ看板(ローイング)



・会場案内看板(バスケットボール)



シャトルバス

・シャトルバス乗降場(フェンシング)



・シャトルバス乗降場(バスケットボール)



**駐車場**

・ローイング



④動員関係

**競技会係員**

・おもてなし係(セーリング)



・式典表彰係(ローイング)



**競技会補助員**

・表彰式(フェンシング)



ボランティア

・一般観覧者整理(セーリング)



自衛隊

・ボートホルダー(ローイング)



⑤競技式典関係

セーリング

・ディングーバース



・出艇



・開始式



・チャイルドルーム



・スロープ



・競技運営棟



・実況中継室



フェンシング

・試合会場



・監督会議



・用具メンテナンス所



・記録速報所



・用具検査所



・練習会場



・審判器



・表彰式



ローイング

・栈橋



・発艇台



・エルゴメーターテント



・リギング場(艇置場)



・OTSU DREAM IT CONTENTS(エルゴ体験)



・競技本部



・種目別表彰式



・総合表彰式



バスケットボール

・代表者会議及び開会式(オンライン)



・練習会場(中学校体育館)



・コート(決勝時1面)



・選手控室(仮設置)



・インタビューエリアと成績掲示板



・TO席とモッパーの競技会補助員(水色Tシャツ)



・表彰式



・お成り(YMITアリーナ)





## 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会の開催

青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会を開催しましたので、その概要について報告します。

### 1 大会概要

(開催日順)

競技名	大会名	会期
ローイング	令和7年度東北ローイング選手権大会 兼 第51回東北高等学校ローイング選手権大会	令和7年6月21日(土) ～6月22日(日)
セーリング	・高松宮妃記念杯第71回全日本実業団ヨット選手権大会 ・第25回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 ・2025年全日本セーリング選手権大会	令和7年9月13日(土) ～9月15日(月・祝)
フェンシング	第78回全日本フェンシング選手権大会(団体戦)	令和7年11月21日(金) ～11月23日(日)
バスケットボール	実施しない	

## 2 参加者数

青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会の各競技会における参加者数（延べ人数）実績は以下のとおり。

（単位：人）

競技名	選手・監督	大会役員	競技役員	競技補助員	競技会係員	その他関係者	ボランティア	一般観覧者	来賓	報道員	視察員	合計
ローイング	1,464	27	265	176	235	163	0	818	11	1	14	3,174
セーリング	807	70	724	230	254	20	2	109	2	3	14	2,235
フェンシング	1,223	0※2	383	92	179	7	38	436	2	7	34	2,401
合計	3,494	97	1,372	498	668	190	40	1,363	15	11	62	7,810

※1. 会期前日の公式練習・準備日の参加者含む

※2. 競技役員と兼務

### 3 リハーサル大会の課題と本大会への取組

リハーサル大会の開催に伴い明らかになった主な課題は以下のとおり。

#### (1) 駐車場（ローイング）

釜臥山スキー場駐車場を一般観覧者駐車場とし、バスで輸送する「パークアンドバスライド」方式としたが、午前の早い段階で駐車場が8割以上埋まる状況であった。本大会ではさらに多くの来場者が見込まれることから、駐車場の追加を検討する。また、競技が開始前および競技終了後のバスへの乗車が集中し、出発時間を早めて対応することとなった。運行スケジュールの調整を行い円滑な輸送計画の策定に努める。

#### (2) 渋滞対策（ローイング）

会場となる海上自衛隊大湊基地の開門は5時30分であり、待機列で渋滞が発生した。本大会ではリハーサル大会の倍以上の車両が入構することが想定される。また、入構時には許可証やADカード着用の確認が1台ずつ実施されることから入構に時間を要する。競技役員や選手・監督等の区分による入構時間の設定、宿舍からの計画バスの利用促進等、渋滞が極力発生しないような対策を講じる。

#### (3) 会場設置テント（セーリング）

リハーサル大会では、線状降水帯が発生し暴風雨に見舞われた。ウエイトや横幕撤去等の対策を講じたが、暴風によりテントの足が折れる、曲がるというトラブルが発生した。本大会では選手監督控え所テントをディンギーバース（艇置場）内に設置することもあり、通常のテントよりも風に強いアルフレックステントを採用する。

#### (4) 一般観覧者（フェンシング）

表彰式等のタイミングで、一般観覧客が写真撮影をしようと立入禁止のアリーナ1階に降りてくる事が数件発生した。中には、一般観覧者と知り合いであるという理由で、競技役員がADカードを渡して選手エリアへ行かせてしまう事もあった。

また、柔軟な入場対応が必要だった事として、車いすの観覧者が同行者の介助により外階段から入場する事があり、エレベーターを使用させるべきであった。

本大会では、案内表示を増設し、設置場所の工夫を行うとともに、競技役員、競技会係員、ボランティアでの入場に関する認識の共通化及び情報周知と案内対応の充実に努める。

#### (5) 観覧者数

ローイング競技においては盛況だったものの、他2競技においては、会場内の観覧スペース等において空きが多くあった。

本大会では、学校観戦、売店の誘致、イベントやSNSでの広報、街中での装飾など、さらなる機運醸成と会場の賑わいを創出するための工夫に努める。

## 4 各競技会記録写真

### 開会式・表彰式



▲ローイング（開会式）



▲セーリング（開会式）



▲フェンシング（監督会議）



▲フェンシング（表彰式）

### 競技会



▲ローイング



▲セーリング



▲フェンシング

## 医事衛生



▲ごみ箱



▲ごみ箱・仮設トイレ

## おもてなし・歓迎装飾・ボランティア



▲無料ドリンクコーナー（ローイング競技）



▲売店（ローイング競技）



▲キッチンカー（セーリング競技）



▲売店（セーリング競技）



▲無料ドリンクコーナー（セーリング競技）



▲キッチンカー（フェンシング競技）



▲無料ドリンクコーナー（フェンシング競技）



▲のぼり旗（フェンシング競技）

お弁当



▲お弁当（セーリング競技）



▲お弁当（セーリング競技）



▲お弁当引換所（セーリング競技）



▲保冷車（セーリング競技）



▲お弁当（フェンシング競技）



▲お弁当引換所（フェンシング競技）



青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポむつ市宿泊要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）の定める青の煌めきあおもり国スポ合同配宿実施方針（以下「県実施方針」という。）、青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項（以下「県要項」という。）及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市宿泊基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技に会場する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者等」という。）の宿泊について、必要な事項を定める。

2 実施方法

原則、県実施方針に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関及び関係団体と十分な調整を行い、大会参加者等の宿泊を確保する宿泊業務を実施するものとする。

3 合同配宿の体制

市実行委員会は、県実施方針に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ合同配宿本部」の支部事務局を設置する。

4 宿泊料金

宿泊料金は、原則、県要項を準用する。

5 宿泊業務の委託

市実行委員会は、県実施方針に基づき、宿泊業務の全部または一部を関係団体等に委託できるものとする。

6 その他

- (1) 県要項の規定の範囲内において、大会関係者等が、市実行委員会に対して宿泊及び弁当の斡旋を希望しない場合は、この要項は適用しない。
- (2) この要項に定めるもののほか、市開催競技の宿泊業務の実施に関して必要な事項は別に定める。



青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項の一部を改正する要項（案）

青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項の一部を次のように改正する。

第3項第1号中「（以下「選手・監督等」という。）」を削る。

第6項第2号中「1, 100円」を「1, 200円」に改める。

第9項第3号及び第4号を削る。

## 【現 行】（改正部分抜粋）

### 青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項

#### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調達要項」に基づき、むつ市で開催する青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）及び国スポ競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

#### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関、関係団体等と十分な調整を行い、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

#### 3 調達対象及び調達期間

- (1) 本大会における弁当の調達は、選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) リハーサル大会における弁当の調達は、役員等を対象とする。
- (3) 弁当調達期間は、競技開催期間（公式練習日、開催準備期間等を含む。）とする。

#### 4 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 弁当調製施設については、市実行委員会が別に定める基準及び次に掲げる事項を満たす施設を選定する。
  - ア 弁当調製能力（1日当たりの弁当調製数及び配送可能範囲）が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。
  - イ 市実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。
  - ウ 競技会の運営に合わせた受注ができること。
- (2) 本大会の弁当調製施設については、青森県健康医療福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項についても満たす施設を選定する。
  - ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP（原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、異物混入などの潜在的な危害因子を分析・特定した上で、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する管理手法）に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
  - イ 競技会の運営に合わせた搬入ができること。
- (3) 市実行委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定書（様式第1号）をもって当該施設にその旨を通知する。
- (4) 市実行委員会は、本大会における弁当調製施設を選定した際は、県実行委員会へ、その定める様式により報告する。

## 【現 行】（改正部分抜粋）

(5) 市実行委員会は、前号の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合は、県実行委員会の定める様式により速やかに県実行委員会へ報告する。

### 5 弁当調製施設の取消

(1) 市実行委員会は、選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令及び指導に従わないとき。

イ 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部若しくは一部の禁止又は期間を定めての停止処分を受けたとき。

ウ 弁当調整を第三者に委託したとき。

エ その他市実行委員会が不相当と認めたとき。

(2) 市実行委員会は、前項の規定により選定した弁当調製施設の選定を取り消すときは、当該施設へ青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定取消書（様式第2号）を交付する。

(3) 市実行委員会は、本大会における弁当調整施設の選定を取り消したときは、速やかに県実行委員会に報告する。

### 6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

(1) 幹旋弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（市実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）を提供する大会参加者は、次のとおりとする。

ア 幹旋弁当の対象者は、選手・監督、視察員及び報道員等とする。

イ 支給弁当の対象者は、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員等とする。

(2) 幹旋弁当及び支給弁当の料金は、飲料を含めて 1, 100円以内（税込）とする。

### 7 弁当の献立

市実行委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たり、市実行委員会が別に定める献立の作成方針に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりに配慮する。なお、本大会においては、青森県産及びむつ市産の食材の活用等にも配慮するものとする。

### 8 弁当の調製

弁当調製施設は、弁当の調製に当たり、次に掲げる事項を遵守する。

(1) 調製、包装等にあたっては、衛生管理を徹底するとともに、弁当調製能力を超える受注をしないこと。

(2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）

ウ 食品添加物

エ 消費期限（時刻まで表示）

オ 保存方法

カ 製造所所在地・製造者名

## 【現 行】（改正部分抜粋）

- キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
- ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
- ケ 持ち帰りを禁止する表示
- コ その他市実行委員会が指示する表示

### 9 弁当の発注及び運搬

- (1) 調達する弁当は、市実行委員会が数量をとりまとめの上、選定した弁当調製施設に対し発注する。なお、発注にあたり当該施設の調製能力を超えないよう留意する。
- (2) 申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 受注した弁当調製施設は、市実行委員会が指定する時刻及び場所に配達する。なお、運搬にあたっては、冷蔵車等を使用する。
- (4) 弁当調製施設は、市実行委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うものとする。

### 10 弁当引換所の設置及び弁当の引換え

市実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、保健所の指導に基づき、適正な管理のもと衛生上の安全を確保し、弁当の引き換えが行われるようにする。

### 11 弁当代金の精算

弁当を配達した弁当調製施設は、大会終了後、市実行委員会が定める方法により代金を精算する。

### 12 弁当調達業務の委託

市実行委員会は、この要項に定める業務の全部または一部を委託できるものとする。

### 13 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県実行委員会、弁当調製施設、県保健衛生課等と協議の上、別に定める。
- (2) 市実行委員会は、本要項第8項第2号及び第10項について、必要に応じて事前に県保健衛生課又は保健所へ相談し、衛生上の安全を確保する。

## 【改正案】（改正部分抜粋）

### 青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項

#### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調達要項」に基づき、むつ市で開催する青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）及び国スポ競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

#### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関、関係団体等と十分な調整を行い、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

#### 3 調達対象及び調達期間

- (1) 本大会における弁当の調達は、選手・監督、視察員及び報道員等のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) リハーサル大会における弁当の調達は、役員等を対象とする。
- (3) 弁当調達期間は、競技開催期間（公式練習日、開催準備期間等を含む。）とする。

#### 4 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 弁当調製施設については、市実行委員会が別に定める基準及び次に掲げる事項を満たす施設を選定する。
  - ア 弁当調製能力（1日当たりの弁当調製数及び配送可能範囲）が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。
  - イ 市実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。
  - ウ 競技会の運営に合わせた受注ができること。
- (2) 本大会の弁当調製施設については、青森県健康医療福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項についても満たす施設を選定する。
  - ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP（原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、異物混入などの潜在的な危害因子を分析・特定した上で、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する管理手法）に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
  - イ 競技会の運営に合わせた搬入ができること。
- (3) 市実行委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定書（様式第1号）をもって当該施設にその旨を通知する。
- (4) 市実行委員会は、本大会における弁当調製施設を選定した際は、県実行委員会へ、その定める様式により報告する。
- (5) 市実行委員会は、前号の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合

## 【改正案】（改正部分抜粋）

は、県実行委員会の定める様式により速やかに県実行委員会へ報告する。

### 5 弁当調製施設の取消

- (1) 市実行委員会は、選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。
  - ア 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令及び指導に従わないとき。
  - イ 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部若しくは一部の禁止又は期間を定めての停止処分を受けたとき。
  - ウ 弁当調整を第三者に委託したとき。
  - エ その他市実行委員会が不相当と認めたとき。
- (2) 市実行委員会は、前項の規定により選定した弁当調製施設の選定を取り消すときは、当該施設へ青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定取消書（様式第2号）を交付する。
- (3) 市実行委員会は、本大会における弁当調整施設の選定を取り消したときは、速やかに県実行委員会に報告する。

### 6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- (1) 幹旋弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（市実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）を提供する大会参加者は、次のとおりとする。
  - ア 幹旋弁当の対象者は、選手・監督、視察員及び報道員等とする。
  - イ 支給弁当の対象者は、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員等とする。
- (2) 幹旋弁当及び支給弁当の料金は、飲料を含めて1,200円以内（税込）とする。

### 7 弁当の献立

市実行委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たり、市実行委員会が別に定める献立の作成方針に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりに配慮する。なお、本大会においては、青森県産及びむつ市産の食材の活用等にも配慮するものとする。

### 8 弁当の調製

弁当調製施設は、弁当の調製に当たり、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 調製、包装等にあたっては、衛生管理を徹底するとともに、弁当調製能力を超える受注をしないこと。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
  - ウ 食品添加物
  - エ 消費期限（時刻まで表示）
  - オ 保存方法
  - カ 製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示

**【改正案】（改正部分抜粋）**

- ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
- ケ 持ち帰りを禁止する表示
- コ その他市実行委員会が指示する表示

9 弁当の発注及び運搬

- (1) 調達する弁当は、市実行委員会が数量をとりまとめの上、選定した弁当調製施設に対し発注する。なお、発注にあたり当該施設の調製能力を超えないよう留意する。
- (2) 申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。

10 弁当引換所の設置及び弁当の引換え

市実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、保健所の指導に基づき、適正な管理のもと衛生上の安全を確保し、弁当の引き換えが行われるようにする。

11 弁当代金の精算

弁当を配達した弁当調製施設は、大会終了後、市実行委員会が定める方法により代金を精算する。

12 弁当調達業務の委託

市実行委員会は、この要項に定める業務の全部または一部を委託できるものとする。

13 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県実行委員会、弁当調製施設、県保健衛生課等と協議の上、別に定める。
- (2) 市実行委員会は、本要項第8項第2号及び第10項について、必要に応じて事前に県保健衛生課又は保健所へ相談し、衛生上の安全を確保する。



## 青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技救護所設置計画(案)

競技名	会場名	日付	医師	看護師	市保健師	救護所設置数	備考
セーリング	大平マリーナ	2026年9月2日	—	—	—	1	公式練習日 1日目
		2026年9月3日	—	1	2		公式練習日 2日目
		2026年9月4日	—	1	2		競技1日目
		2026年9月5日	—	1	2		競技2日目
		2026年9月6日	—	1	2		競技3日目
		2026年9月7日	—	1	2		競技最終日
ローイング	むつ市大湊特設 ローイング場	2026年9月7日	—	1	2	1	公式練習日 1日目
		2026年9月8日	—	1	2		公式練習日 2日目
		2026年9月9日	—	1	2		公式練習日 3日目
		2026年9月10日	1	1	2		競技1日目
		2026年9月11日	1	1	2		競技2日目
		2026年9月12日	1	1	2		競技3日目
		2026年9月13日	1	1	2		競技最終日
フェンシング	むつマエダ アリーナ	2026年10月10日	—	1	2	1	競技1日目
		2026年10月11日	—	1	2		競技2日目
		2026年10月12日	—	1	2		競技3日目
		2026年10月13日	—	1	2		競技最終日
バスケットボール 成年女子	むつマエダ アリーナ	2026年10月15日	1	1	1	1	競技1日目
		2026年10月16日	1	1	1		競技2日目
		2026年10月17日	1	1	1		競技3日目
		2026年10月18日	1	1	1		競技最終日
合計			8	20	36	4	



青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、むつ市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技外の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから会長が委嘱する。

- (1) むつ市を代表する者
- (2) むつ市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、むつ市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長及び副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長を持って充てる。

3 副委員長は、副会長を持って充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項及び第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

## 第4章 会長の専決処分

### (会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第7章 解散

### (解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、むつ市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

### (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要事項は会長が定める。

### 附 則

この会則は、令和5年1月30日から施行する。

### 附 則

1 この会則は、令和5年9月13日から施行する。

- 2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会」とあるものは、「青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会」と読み替える。



青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会  
総会から常任委員会への委任事項

青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく  
総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること



青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則（令和5年1月30日施行）第13条第4項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることがで

きる。

- 2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月13日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

青の煌<sup>きら</sup>めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会組織図

